

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休日に当
るときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 自衛官の募集

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可

入会林野整備計画の適否の決定

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇教委告示 鳥取県立高等学校募集生徒数

◇公 告 准看護婦試験の実施

規 則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和二十九年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三号の一部分を次のように改める。

第三条第一号を次のように改める。

一 貸付限度額 組合の自己資本の額の二倍に相当する額(その額が五百万円を超えるときは、五百万円)。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十七号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「二千五百万円」を「三千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、同表の第三条第十号に掲げる事業の項中「四千五百万円」を「五千万円」に、「六千万円」を「七千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定は、昭和五十七年七月一日から適用する。
- 2 昭和五十七年七月一日前に改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第千二百六十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十七年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十八年一月一日から同年三月三十一日まで

三 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

四 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 採用予定月

募集期間中の毎月

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千二百六十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
野口歯科医院	米子市旗ヶ崎五四五―一八	昭和五十七年十二月十七日
大月 医院	倉吉市井手畑一三五―一六	〃

鳥取県告示第千二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日野川左岸土地改良区の定款の変更を昭和五十七年十二月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十三号

日野郡日野町上菅一一六八荒神原入会林野整備組合組合長小谷定義から申請のあった荒神原入会林野整備計画については、昭和五十七年十二月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

荒神原入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十五日から三十八日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千二百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（水準重力測量）

二 作業地域

鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、福部村、河原町、気高町、青谷町、

羽合町、泊村、大栄町、東伯町、赤碕町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日南町、日野町、江府町及び溝口町

三 終了年月日

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県告示第千二百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年二月十九日 鳥取県指令受都計第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字茶屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市叶四四六一九

山根政廣

鳥取県告示第千二百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十月二十五日 鳥取県指令受都計第二百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字麻生字下前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町麻生一〇八

上麻生地区自治会長 田辺文矩

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取商業高等学校の項中

四八〇人

を

五二〇人 に改め、同表の鳥取工業高等学校の項中

金属工業科 三

年 三八人

を削り、同表の鳥取西工業高等学校の項中

一九〇人

を

一五二人

に改め、同表の八頭高等学校の項中

一、二六〇人

を

一、一七六人

に改め、同表の智頭農林高等学

校の項中

二七四人

を

二四〇人

に改め、同表の倉吉

東高等学校の項中

七九八人

を

七五六人

に改め、同

表の倉吉工業高等学校の項中

一五二人

を

一四四人

に改め、同表の米子東高等学校の項中

一、一三四人

を

一、一七

六人 に改め、同表の米子西高等学校の項中

八八二人

を

九二四人 に改め、同表の米子高等学校の項中

六三〇人 を

六七二人 に改め、同表の米子南商業高等学校の項中

三

六〇人 を

四〇〇人 に改め、同表の米子工業高等学校の項中

一五二人 を

一一四人 に改め、同表の西部農業高等

学校の項中

六〇人

三〇人

を

三〇人

六〇人 に改め、同表の境

高等学校の項中

七五六人 を

七九八人 に改め、同表の

境水産高等学校の項中

二七四人 を

二四〇人 に改め、

同表の境港工業高等学校の項中

一九〇人 を

一五二人

に改め、同表の根雨高等学校の項中

普通学科	家庭学科	普通科	家政科	三年	三年
------	------	-----	-----	----	----

四六二人

四〇人 を

普通学科

普通科

三年

四二〇人

に改め、同表の日野産業高等学校の項中

七六人	三八人	七六人
-----	-----	-----

を

三八人	七六人	三八人
-----	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和五十八年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和五十七年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

昭和五十八年度鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校				鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校		鳥取東高等学校			高等学校名	
全日制課程				全日制課程				全日制課程			全日制課程		全日制課程			課程名	
工業学科				工業学科				商業学科			家庭学科		普通学科		普通学科		学 科 名
土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	電気科	機械科	情報処理科	経理科	商業科	家政科	普通科	普通科	普通科	募集 生徒数		
三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	七六人	四〇人	四〇人	二〇〇人	八〇人	四二〇人	四二〇人				

倉吉農業高等学校		倉吉西高等学校		倉吉東高等学校		青谷高等学校		智頭農林高等学校			八頭高等学校		岩美高等学校		鳥取農業高等学校		
全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程			全日制課程		全日制課程		全日制課程		
農業学科		普通学科		普通学科		普通学科		農業学科			家庭学科		普通学科		農業学科		
園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科		
八〇人		二五二人	二五二人	二一〇人	三八人		八〇人		四〇人	三七八人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人		

米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校					
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程					全日制課程					
普通学科	家庭学科 普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科					家庭学科	商業学科				
普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科
二五二人	八〇人	三三六人	四一〇人	一二六人	二一〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	

境水産高等学校				境高等学校		西部農業高等学校			米子工業高等学校				米子南商業高等学校		
全日制課程				全日制課程		全日制課程			全日制課程				全日制課程		
水産学科				家庭学科	普通学科	農業学科			工業学科				商業学科		
食品製造科	機械科	無線通信科	海洋科	家政科	普通科	生活科	食品製造科	農業園芸科	工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科
三八人	八〇人			四〇人	二九四人	三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	一六〇人

境 高 等 学 校	米 子 東 高 等 学 校	倉 吉 東 高 等 学 校	鳥 取 農 業 高 等 学 校 美 和 分 校	鳥 取 西 高 等 学 校	(全日制課程 計)						
					六、四五六人						
定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程	定時制課程 (夜間)	普通学科	商業学科	農業学科	普通学科	普通学科	商業学科	商業学科
普通学科	普通学科	普通学科	農業学科	普通学科	普通科	商業科	農業科	普通科	普通科	商業科	商業科
四〇人	四〇人	四〇人	三八人	四〇人	四〇人	四〇人	三八人	一、二六六人	三八人	三八人	三八人

(定時制課程 計)				二三八人			
(合 計)				六、六九四人			
公 告							
保健婦助産婦看護婦法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、 准看護婦試験を次のとおり実施する。							
昭和57年12月24日							
鳥 取 県 知 事 平 林 鴻 三							
1 試験の日時							
昭和58年3月4日 (金) 午前9時から午後4時まで							
2 試験の場所							
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂							
鳥 取 西 高 等 学 校		通信制課程		普通学科	普通科	約一〇〇人	
米 子 東 高 等 学 校		通信制課程		普通学科	普通科	約一〇〇人	
(通信制課程 計)							約二〇〇人

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館

3 受験願書の提出期間

昭和58年1月18日(火)から同月26日(水)まで(郵送の場合は、昭和58年1月26日の消印のあるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】